

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について

1 制定理由

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、子どもが教育・保育を受けた場合、市の確認を受けた特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）に対して、市が施設型給付費や地域型保育給付費を支払うこととされた。

市は、施設型給付費や地域型保育給付費を支払うための確認に当たって必要となる「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」について、条例で定める必要があることから、その基準を定めるものである。

2 条例案の内容

運営に関する主な基準として、「提供拒否の禁止等」、「子どもや保護者への対応」、「施設運営の規程」、「会計・諸記録の取扱い」について定める。また、小学校就学前の子どもの人権に係る部分において、「青森市子どもの権利条例の基本的な考え方を踏まえること」を定める。

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十六年 月 日提出

青 森 市 長 鹿 内 博

目次

第二章 総則 第一条—第三条)

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第四条—第三十六条)

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第三十七条—第五十二条)

附則

第二章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法 平成二十四年法律第六十五号。(以下「法」という。)第三十四条第二項及び第四十六条第二項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。
定義)

第一条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(一般原則)

第三条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設の設置者等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者等は、青森市子どもの権利条例（平成二十四年青森市条例第七十三号）の基本的な考え方を踏まえつつ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、青森県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者等は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

利用定員

第四条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分については、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第十九条第二項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分
三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分

分

(内容、手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい（以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて

調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものと交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定教育・保育施設の設置者は、第一項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設 認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。) の設置者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第四項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設 認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。) の設置者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二

号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設の設置者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならぬ。

5 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

あつせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市が行うあつせん及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設 認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。) の設置者は、法第十九条第一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第三項 同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。

受給資格等の確認)

第八条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第二項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

支給認定の申請に係る援助)

第九条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意

思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

心身の状況等の把握)

第十条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

小学校等との連携)

第十一条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

教育・保育の提供の記録)

第十二条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育 特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額 法第二十七条第三項第二号に掲げる額 特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定

教育・保育費用基準額 法第二十七条第三項第一号に規定する額 その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設の設置者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設の設置者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定教育・保育施設の設置者は、前四項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行ひ、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。

施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費 法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。) の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

二 認定こども園 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領 学校教育法 昭和二十二年法律第二十六号) 第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 保育所 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成二十四年青森市条例第七十四号) 第三十九条に規定する保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 特定教育・保育施設の設置者は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者 当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十七条 特定教育・保育施設の設置者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならぬい。

緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合に支給認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要があると認めるときは、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

支給認定保護者に関する市町村への通知)

第十九条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を支給認定をした市町村に通知しなければならない。

運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程 次項及び第二十三条において「運営規程」という。)を定め、これを当該施設の職員及び支給認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する特定教育・保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 特定教育・保育の提供を行う日 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。) 及び時間、提供を行わない日
 - 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
 - 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。)
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
- 2 運営規程は、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十六条第二項の規定により定めた規程をもつて、これに代えることができる。
- 勤務体制の確保等)

第二十一条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行つてはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第二十三条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十四条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第二十六条 特定教育・保育施設 幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第二十七条 特定教育・保育施設の職員（当該施設の管理者を含む。）は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を

漏らしてはならない。当該職員でなくなつた後においても同様とする。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設の設置者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第二十八条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育施設を利用するとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十九条 特定教育・保育施設の設置者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第三十条 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

めに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の周知を図らなければならない。

2

特定教育・保育施設の設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3

特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4

特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第二項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うよう努めなければならない。

5

特定教育・保育施設の設置者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

会計の区分)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(記録の整備)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たつての計画
- 二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- 三 第十九条に規定する支給認定をした市町村への通知に係る記録
- 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとつた処置についての記録

特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設 保育所に限る。この条において同じ。) の設置者が法第十九条第二項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第二項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第二項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設の設置者が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保

育を含むものとして、本章 第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中 特定教育・保育施設 認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。」とあるのは 特定教育・保育施設特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは 法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

特別利用教育の基準)

第三十六条 特定教育・保育施設 幼稚園に限る。次項において同じ。)の設置者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設の設置者が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章 第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中 利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは 利用の申込みに係る法第十九条第二項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第十三条第四項第三号中 除き、同項第一号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限り」とあるのは 除く」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

利用定員)

第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員 法第二十九条第一項の確認において定

めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業 A型 青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成二十六年青森市条例第 号）第二十八条第一項に規定する小規模保育事業 A型をいう。）及び小規模保育事業 B型 同条例第三十四条第一項に規定する小規模保育事業 B型をいう。）にあっては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業 C型 同条例第三十六条第一項に規定する小規模保育事業 C型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所以下 特定地域型保育事業所」という。）（ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員事業所内保育事業を行う事業所にあっては、青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十六条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども 当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等 呉童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員 同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

内容、手続の説明及び同意

第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十二条に規定する連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、第四十六条に規定する運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第二項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

あつせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第二項の規定により市が行うあつせん及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項 同法附則第七十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。

心身の状況等の把握)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者 居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育 特定地域型保育事業者により特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども 事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十一条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設 命童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上ものについては、第二項の規定にかかるわらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。) を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額 法第二十九条第三項第二号に掲げる額 当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。) をいう。) の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額 法第二十九条第三項第一号に掲げる額 その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額) をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額) をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
- 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

特定地域型保育の取扱方針

第四十四条 特定地域型保育事業者は、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条に規定する保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

特定地域型保育に関する評価等)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

運営規程

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程 次項及び第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。)を定め、これを当該事業所の職員及び支給認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 提供する特定地域型保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
 - 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 利用定員
 - 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 第三十九条第一項に規定する選考方法を含む。)
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
- 2 運営規程は、青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第十八条の規定により定めた規程をもつて、これに代えることができる。
- 勤務体制の確保等)
- 第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行つてはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

記録の整備)

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たつての計画
- 二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- 三 次条において準用する第十九条に規定する支給認定をした市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第五十条 第八条から第十四条まで 第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中 施設型給付費 法第二十八条第二項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは 地域型保育給付費 法第三十条第二項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法

第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 次条第二項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章 第三十九条第二項及び第四十条第二項を除く。）の規定を適用する。

特定利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第二項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

施行期日

第一条 この条例は、法の施行の日から施行する。
特定保育所に関する特例)

第一条 特定保育所 法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第十二条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額 特定教育・保育施設が」とあるのは、「当該特定教育・保育施設が」と、定める額とする。) をいう。)」とあるのは、定める額をいう。)」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは、「法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは、「額の支払を、市町村の同意を得て」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは、「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とし、附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

施設型給付費等に関する経過措置

第三条 特定教育・保育施設の設置者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは、「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」と、「法第二十七条第三項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額 その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額」とあるのは、「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額」と、「法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額」とあるのは、「法附則第九条第一項第二号(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額」と、「法第二十八条第二項第二号(2)に規定する市町村が定め

る額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第四十三条第一項中 法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。



提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、提案するものである。

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案骨子

1 条例の趣旨

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

2 対象となる施設・事業

施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）

3 主な基準

項目	内容		
総則	1 一般原則	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	
		特定教育・保育施設等は、青森市子どもの権利条例の基本的な考え方を踏まえ、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前の子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。	
		特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
		特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	
特定教育・保育施設の利用定員に関する基準	2 利用定員	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける認定こども園、保育所については、利用定員を20名以上とする。	

項目	内容
	<p>認定こども園、保育所の利用定員は、次に掲げる施設の区分に応じ、法第19条第1項第1号から第3号までの認定の区分（下記※参照）（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分 ② 幼稚園 1号認定の子どもの区分 ③ 保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分 <p>※認定の区分</p> <p>1号認定 保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前の子ども 2号認定 保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前の子ども 3号認定 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前の子ども</p>
特定教育・保育施設の運営に関する基準	<p>3 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>特定教育・保育施設は、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始についての同意を得なければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>電磁的方法は、利用申込者が印刷可能なものでなければならぬ。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>電子情報処理組織とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>特定教育・保育施設は、運営規程の概要等の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>利用申込者から承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供を承諾をした場合は、この限りでない。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>4 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する保護者（以下「支給認定保護者」という。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>

項目	内容
	<p>(3) 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</p>
5 あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>(1) 特定教育・保育施設は、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 保育所又は認定こども園は、当該施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p>
6 受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、小学校就学前の子どもの区分、保育必要量などの事項を記載した支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめることとする。（特定地域型保育事業についても同様）
7 支給認定の申請に係る援助	<p>特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。（特定地域型保育事業についても同様）</p>
8 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。
9 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）
10 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）
11 利用者負担額等の受領	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。</p>

項目	内容
	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p>
	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
	<p>特定教育・保育施設は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。</p>
	<p>特定教育・保育施設は、金銭の支払を求める際には、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、支給認定保護者に説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次に掲げる費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
1.2 施設型給付費等の額に係る通知等	<p>特定教育・保育施設は、市から法定代理受領により特定教育・保育に係る給付費（1号認定子どもが保育所から受ける保育又は2号認定子どもが幼稚園から受ける教育に係る給付費を含む。）の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）</p>
	<p>特定教育・保育施設は、市から法定代理受領を受けず支給認定保護者から特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）</p>

項目	内容
1.3 特定教育・保育の取扱方針	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ② 認定こども園（①を除く。） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。） ③ 幼稚園 幼稚園教育要領 ④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>
1.4 特定教育・保育に関する評価等	<p>特定教育・保育施設は、自ら質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
1.5 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言等を行わなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）
1.6 緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）
1.7 支給認定保護者に関する市への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）
1.8 運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項</p>

項目	内容
1 9 勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、適切な特定教育・保育を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。
	特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
2 0 定員の遵守	特定教育・保育施設は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。
2 1 掲示	特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
2 2 支給認定子どもを平等に取り扱う原則	特定教育・保育施設においては、子どもの国籍等によって、差別的取扱いをしてはならない。(特定地域型保育事業についても同様)
2 3 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(特定地域型保育事業についても同様)
2 4 懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の管理者は、子どもに対する懲戒に関する権限を濫用してはならない。(特定地域型保育事業についても同様)
2 5 秘密保持等	特定教育・保育施設の職員及び管理者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども等の秘密を漏らしてはならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。(特定地域型保育事業についても同様)
2 6 情報の提供等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。(特定地域型保育事業についても同様)
2 7 利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(特定地域型保育事業についても同様)

項目	内容
	特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前の子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。 (特定地域型保育事業についても同様)
2 8 苦情 解決	特定教育・保育施設は、苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、提供した教育・保育に関し、市が行う報告又は当該市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力とともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うよう努めなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)。
2 9 地域 との連携 等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。 (特定地域型保育事業についても同様)
3 0 事故 発生の防 止及び發 生時の対 応	特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のような措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)
3 2 記録 の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

項目	内容
	<p>特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
特例施設型 給付費に関する基準	<p>3 3 特別利用保育の基準</p> <p>保育所が特別利用保育を提供する際には、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2章及び第3章を除く。）を遵守しなければならない。</p> <p>保育所が特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>保育所が、特別利用保育（1号認定子どもが保育所から受ける保育）を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、項目2から項目3 2までの基準（項目4（3）及び項目5（2）を除く。）を適用する。</p> <p>3 4 特別利用教育の基準</p> <p>幼稚園が特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない。</p> <p>幼稚園が特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>幼稚園が、特別利用教育（2号認定子どもが幼稚園から受ける教育）を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、項目2から項目3 2までの基準（項目4（3）及び項目5（2）を除く。）を適用する。</p>
特定地域型保育事業の利用定員に関する基準	<p>3 5 利用定員</p> <p>特定地域型保育事業の利用定員については次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭的保育事業 1人以上5人以下 ② 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③ 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④ 居宅訪問型保育事業 1人 <p>上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>
特定地域型保育事業の運営に関する基準	<p>3 6 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>特定地域型保育事業者は、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての同意を得なければならない。</p> <p>3 7 正当な理由のない提供拒否の禁止等</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>

項目	内容
	(4) 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。
3 8 あっせん、調整及び要請に対する協力	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。 (2) 特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。
3 9 心身の状況の把握	特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。
4 0 特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、次に掲げる連携協力をを行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者は①②を除く。) ①特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。 ③当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、その他の小学校就学前の子どもに限る。以下③において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。
4 1 利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないとときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。

項目	内容
	<p>特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
	<p>特定地域型保育事業者は、費用の支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、金銭の支払を求める際には、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次に掲げる費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
4.2 特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
4.3 特定地域型保育に関する評価等	<p>特定地域型保育事業者は、自ら質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>

項目	内容
4.4 運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項
4.5 勤務体制の確保等	<p>特定地域型保育事業者は、適切な特定地域型保育を提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。</p> <p>特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。</p>
4.6 定員の遵守	特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。
4.7 記録の整備	<p>特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定地域型保育の提供に当たっての計画 ② 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
特例地域型保育給付費に関する基準	<p>4.8 特別利用地域型保育の基準</p> <p>特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育（1号認定子どもに対して提供される地域型保育）を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。</p>

項目	内容
	<p>特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育（1号認定子どもに対して提供される地域型保育）を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、項目35から項目47までの基準（項目37（2）及び項目38（2）を除く。）を適用する。</p>
49 特定利用地域型保育の基準	<p>特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対して、特定利用地域型保育（2号認定子どもに対して提供される地域型保育）を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対して、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育（2号認定子どもに対して提供される地域型保育）を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、項目35から項目47までの基準を適用する。</p>
その他	<p>50 特定保育所に関する特例</p> <p>特定保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所）については、当分の間、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、市の同意を得て支給認定保護者から受けることができる。また、項目4及び項目5の基準は適用しない。</p> <p>特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>
51 施設型給付費等に関する経過措置	<p>特定教育・保育施設が、1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、項目11の基準を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき適用する。</p> <p>特定地域型保育事業者が、1号認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、項目41の基準を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき適用する。</p>
52 利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあっては、平成27年4月1日（予定）から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。
53 連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、市が認める場合は、平成27年4月1日（予定）から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。

4 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）